

野田市育児支援家庭訪問事業のご案内

市では、子育てしやすい街を目指して子育て支援の充実に努めています。その一つとして、支援者がいない等で育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、訪問員を派遣し、育児、家事等の援助や育児相談・指導を行い、家庭での安定した児童の養育を支援しています。



1 対象家庭

- ◇ 出産後おおむね 1 年以内の母親が育児ストレス等により、不安や孤立感等を抱える家庭等。
- ◇ 家庭養育上の問題を抱え、支援を希望する家庭
- ◇ 児童養護施設等の退所又は小規模住居型児童養育事業若しくは里親への委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- ◇ 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭
- ◇ 乳幼児健康診査その他の公の検診の対象者とならない期間にある児童又は保育所、幼稚園等に所属していない 3 歳から 5 歳までの児童のいる支援を必要とする家庭

2 派遣期間について

- ◇ 育児支援家庭訪問事業の利用は、1 日 1 回、必要と認められる時間（最長 4 時間まで）。
- ◇ 派遣時間は、午前 7 時から午後 7 時まで。

＜土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は除く＞

3 訪問支援の内容について

- ◇ 出産後おおむね 1 年以内の母親に対する育児指導及び家事等の援助。
- ◇ 家庭養育上の問題を抱え支援を希望する家庭に対する養育相談及び援助、養育環境の維持及び改善並びに児童の発達保障等のための相談及び支援。
- ◇ 児童が児童養護施設等を退所し、又は里親委託の終了した後に、家庭への復帰が適切に行われるための相談及び支援
- ◇ 支援を要する妊婦への安定した出産及び育児を迎えるための相談及び支援
- ◇ その他市長が必要と認める支援。
- ◇ 家庭の状況等に即した発達指導。

4 利用手続き等

- (1) 野田市育児支援家庭訪問事業利用申込書の提出。
- (2) 野田市育児支援家庭訪問事業利用確認（却下通知）書により通知。
- (3) 訪問支援員の派遣。
- (4) 野田市育児支援家庭訪問事業実施確認書を利用日ごとに提出。

5 その他

- ・感染症により疾病の発生のおそれがある世帯、その他不相当と認められる世帯には訪問支援員の派遣はできません。
- ・訪問員は野田市社会福祉協議会から各家庭に派遣されます。

問い合わせ 野田市児童家庭部児童家庭課 TEL04 (7125) 1111